# 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料 オキシン銅 (有機銅)

# I. 評価対象農薬の概要

#### 1. 物質概要

					1
化学名	ビス(キノリンー8-オラト)銅				
分子式	C <sub>18</sub> H <sub>12</sub> CuN <sub>2</sub> O <sub>2</sub>	分子量	351.8	CAS NO.	10380-28-6
構造式					

#### 2. 作用機構等

オキシン銅は、銅イオンがオキシン(8-キノリノール)とキレート結合した構造の殺菌剤であり、その作用機構は、脱水素酵素のSH基の阻害である。

本邦での初回登録は1964年である。

製剤は粒剤、水和剤、塗布剤が、適用農作物等は麦、果樹、野菜、いも、花き、樹木、芝等がある。

原体の国内生産量は、 $263.8\,\mathrm{t}$ (平成22年度\*)、 $345.5\,\mathrm{t}$ (平成23年度)、 $360.7\,\mathrm{t}$ (平成24年度)、であった。

※年度は農薬年度(前年10月~当該年9月)、出典:農薬要覧-2013-((社)日本植物防疫協会)

### 3. 各種物性等

外観・臭気	暗黄緑色粉末個体、無臭	土壤吸着係数	土壌への吸着性が強いため測 定不能		
融点	>300℃	オクタノール /水分配係数	$logPow = 2.46 (25^{\circ}C)$		
沸点	熱分解のため測定不能	生物濃縮性	_		
蒸気圧	$4.60 \times 10^{-8} \mathrm{Pa} \ (25^{\circ}\mathrm{C})$	密度	1.7 g/cm³ (20°C)		
加水分解性	半減期 1年以上 (pH5、7及び9; 25℃)	水溶解度	1.04 mg/L (20°C)		
水中光分解性	半減期 9.2 日(東京春季太陽光換算 50 日) (滅菌蒸留水、pH5.77、25℃、535.2 W/m²、300-800 nm) 7.9 日(東京春季太陽光換算 43 日) (滅菌自然水、pH6.91、25℃、535.2 W/m²、300-800 nm) 1 日 (滅菌自然水、25℃、870 W/m²、300-800 nm) 14 日 (滅菌蒸留水、25℃、870 W/m²、300-800 nm) 2 日 (自然水、25℃、870 W/m²、300-800 nm)				

# Ⅱ. 安全性評価

許容一日摂取量(ADI) 0.01 mg/kg 体重/日

食品安全委員会は、平成 25 年 4 月 22 日付けで、オキシン銅の ADI を 0.01 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。

なお、この値はイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験及び90日間亜急性毒性試験における無毒性量 1 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。

# Ⅲ. 水質汚濁予測濃度(水濁 PEC)

### 1. 非水田使用時の水濁 PEC (Tier1)

使用方法			各パラメーターの値		
剤 型	①80 %水和剤 ②80 %水和剤		I: 単回の農薬使用量(有効成分 g /ha)	①64,000 ②40,000	
使用方法	散	布	N <sub>app</sub> :総使用回数(回)	5	
適用農作物等	芝		<i>A<sub>p</sub></i> : 農薬使用面積(ha)	37.5	
農薬使用量	①2,000 ②1,000	L/10a <sup>1)</sup> L/10a <sup>2)</sup>			
総使用回数	①3 ②2				
地上防除/航空防除	地	上			

<sup>1)</sup> 希釈液(希釈倍数 250 倍) として。

※オキシン銅を含む農薬の総使用回数が 5 回以内となっているが、①の剤の最大使用回数が 3 回であるため、②の剤を 2 回使用したとして PEC を算出した。

### 2. 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)		
水田使用時	適用なし		
非水田使用時(Tier1)	0.004105		
うち地表流出寄与分	0.004089		
うち河川ドリフト寄与分	0.000016		
合 計1)	0.004105 ···		

 $<sup>^{1)}</sup>$ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

<sup>2)</sup> 希釈液(希釈倍数 200 倍) として。

# Ⅳ. 総 合 評 価

#### 1. 水質汚濁に係る登録保留基準値(案)

登録保留基準値				0.0	)2 m	ıg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。1)						
0.01 (mg/kg 体重/日)	× 53.3 (kg)	× 0.	1 /	2 (L/人/目)	=	0.0266(mg/L)
ADI	平均体重	10 %酉	记分	飲料水摂取量		

<sup>1)</sup> 登録保留基準値は有効数字1桁(ADIの有効数字桁数)とし、2桁目を切り捨てて算出した。

#### <参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準1)	なし
水質要監視項目 2)	$0.04~\mathrm{mg/L}$
水質管理目標設定項目 3)	$0.04~\mathrm{mg/L}$
ゴルフ場暫定指導指針4)	0.4 mg/L
WHO飲料水水質ガイドライン 5)	なし

<sup>1)</sup> 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号)第 4 号に基づき設定された基準値。

#### 2. リスク評価

水濁 PEC = 0.0041 (mg/L)であり、登録保留基準値(案) 0.02 (mg/L)を超えないことを確認した。

#### (参考) 食品経由の農薬推定一日摂取量と対 ADI 比 1)

農薬推定一日摂取量(mg/人/日)	対 ADI 比(%) <sup>2)</sup>
0.16	31

<sup>1)</sup> 食品経由の農薬推定一日摂取量と対 ADI 比の出典は、平成 26 年 2 月 20 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生 分科会農薬・動物用医薬品部会資料(有効数字 2 桁)

<sup>&</sup>lt;sup>2)</sup> 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質 に係る指針値。

<sup>3)</sup> 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値(対象農薬)。

<sup>4) 「</sup>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」(平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知) において設定された指針値。

<sup>&</sup>lt;sup>5)</sup> Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

<sup>2)</sup> 国民平均の数値